

○ 文部科学省  
厚生労働省 令第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月十九日

文部科学大臣 中川 正春

厚生労働大臣 小宮山洋子

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する

省令

省 省  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年 文部科学  
令第三号）の一部を次のように改正する。 厚生労働

第六条第二号中「第六条第一項」を「第六条」に、「同項」を「同条」に改める。

第七条第二号中「第三条第一項各号又は第二項各号に掲げる」を「第三条第一項又は第三項の都道府県の

条例で定める」に改め、同条第三号中「第六条第一項」を「第六条」に、「同項」を「同条」に改める。

## 附 則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。